

特記仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、大相橋外 8 4 橋橋りょう定期点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務場所)

高松市内一円

(業務目的)

本業務は、高松市が管理する橋りょうの定期点検を行うものである。

(仕様書の適用)

本業務は、本仕様書のほか、次の技術基準書に従い履行するものとする。

橋梁点検要領 令和 6 年 5 月（香川県土木部道路課）

橋梁点検マニュアル 平成 27 年 8 月（香川県土木部道路課）

その他関係技術基準

(法令等の遵守)

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(再委託の禁止)

受注者は、本業務の一部又は全部を再委託してはならない。

ただし、調査職員にあらかじめ承認を得たものについては、この限りではない。

(業務工程の管理)

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

本業務の履行中、作業工程に変更が生じた場合は調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

(交通誘導員の配置)

本業務の作業日には、業務箇所に適時 0～3 人の交通誘導警備員を配置して一般交通や車輛等の誘導に当たるものとする。本業務では、昼間 3 1 人の交通誘導警備員を予定している。

なお、本業務の設計変更により交通誘導警備員の延べ人数に増減が認められた場合又は、一・二級検定合格警備員以外の交通誘導警備員の配置が認められた場合は設計変更の対象とするが、受注

者の責により増員となった交通誘導警備員については、設計変更の対象としない。

(安全の管理)

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】(H18.12.1 付け、18 技企第 8002 号…一部修正(H27.6.1))

(1) 交通誘導警備員の資格等区分

- ①…交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ②…警備指導教育責任者資格証取得者
- ③…交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員(注2)

(2) 業務の区分

1) 特定の種別の警備業務(注1)

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

2) 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行うごとに①又は②の者を1名以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの(注3)において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

(令和3年4月1日現在、高松市に係る路線)

国道(3路線)…国道11号、国道32号、国道377号

主要地方道(4路線)…県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道高松善通寺線、県道三木綾川線

一般県道(4路線)…県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道高松志度線

その他(1路線)…通称さぬき浜街道(高松市寿町1丁目3番6地先を起点とし、観音寺豊浜町姫浜905番1地先を終点とする路線)

(打合せ協議)

打合せ協議は、業務着手時・中間・成果品納入時の 3 回とする。

また、業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

(業務の完了)

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

(提出書類)

報告書	A 4 判	1 部 (報告書等には A 3 判を折り込んでも良い。)
電子データ	一式	
その他必要書類	A 4 判	

(不当要求行為の排除対策)

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団等 (暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係者 (暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)) 又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)) その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。) から不当要求行為 (不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。) を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(適正な労働条件の確保)

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

- 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週 40 時間 (特例措置の適用を受ける事業にあつては、週 44 時間) を遵守すること。
- また、時間外、休日及び深夜 (午後 10 時から翌日の午前 5 時まで) に、労働させた場合

においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価に基づき積算しているため、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(費用の負担)

業務の執行等に伴う必要な費用は、原則として、受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

(市の内部公益通報制度)

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進

課内高松市公正職務審査会)

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。